

議第 8 5 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

1 管理を行わせる公の施設の名称

三島市社会福祉会館

2 指定管理者となる団体

社会福祉法人三島市社会福祉協議会

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

平成 3 0 年 1 1 月 2 0 日提出

三島市長 豊岡 武士